

岩手県医療局管理規程第9号

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第8条 [略] 2・3 [略] 4 委員は、産業医及び衛生管理者（複数の衛生管理者を置く病院にあっては、病院長の指名する者1人）をもって充てるほか、労働組合の各支部の推薦に基づき、本庁にあっては職員課総括課長が、病院にあっては当該病院の病院長が指名する者をもって充てる。	(組織) 第8条 [略] 2・3 [略] 4 委員は、産業医及び衛生管理者（複数の衛生管理者を置く病院にあっては、病院長の指名する者1人）をもって充てるほか、 <u>本庁又は病院に職員の過半数で組織する労働組合の支部があるときにおいてはその労働組合の当該支部、職員の過半数で組織する労働組合の支部がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき</u> 、本庁にあっては職員課総括課長が、病院にあっては当該病院の病院長が指名する者をもって充てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。